



千葉市議会
Chiba City Assembly

「議会のあり方」検討協議会の市民説明会

2年間にわたる議会改革へ向けた協議会の経過を説明いたします

日時：平成25年6月18日(火)
午後6時から

会場：市議会議場

千葉市議会の会派

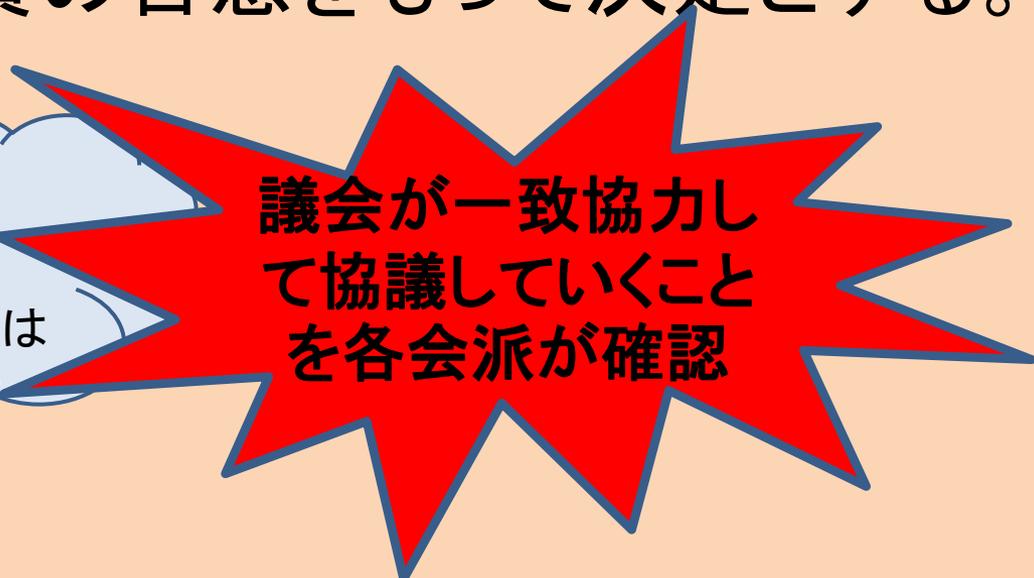
会 派 名	人数	委員数
自由民主党千葉市議会議員団	17人	5人
民主党千葉市議会議員団	9人	3人
公明党千葉市議会議員団	8人	2人
日本共産党千葉市議会議員団	6人	2人
未来創造ちば	6人	2人
市民ネットワーク	2人	1人
日本維新の会千葉市議団	2人	1人
みんなの党千葉市議団	2人	1人
※無所属	2人	

会議は原則として、

- ・公開とする。
- ・出席委員全員の合意をもって決定とする。



決定までの
スピードが
損なわれるのでは



議会が一致協力して協議していくことを各会派が確認

各委員の議会改革に対する思いや要望

委員の発言をメモしたホワイトボード

→ 執行部 追認 機能

政策調査会

政策重視の議会

二元代表制の理解が少な

我々から情報発信していく

しつかりに議論してほしい

費用対効果 若くは若

市民と一緒に調音

会費制の問題

議会の代弁性担保

市民の声聴く場も木アソビに

議会とは何ぞい?

政策決定の700セス
とあるからなる

常に議員は何をやるのか

反向権

基本理念の再定義

議会基本条例を軸にしよう。この方向が最もいい

議員はコ-ディネ-タ-的の役割。議会報告の土器

マスコミ批判。患者扱

市民のバリエ-シ-ョン

住民参加の方法の工夫

代議制の肯定

少数反対意見の尊重

資料配布。合意形成

政治改革に議会改革

行政改革に "

25年間の
政策決定の
法制局

法制局。夜間。長期化

135項目

市の不作為を条例で補完。

千葉独自の議会。

市民満足度。

財政状況悪化。⇒事業費の削減⇒報酬
Fック機能して市議会責任。20%削減。

政党や国の下請けが

公正透明、市民参加

議員資質向上。

公表、意思形成過程

何故必要なのか？説明責任、言葉責任

調査機能の強化。政令市はボランティアでない。

市民に聞かせる議会。⇒傍聴者少ない⇒市民の代弁者にならない⇒報酬削減
短期的

市民の声が届いているのか？役割の明確化。主体的に

長期一般質問のやり方

議論する場の確保。

市民感覚。日本のモデルになる。情報発信。わかりやすく。

アロシ外子4200スピードアック

事務局の専門化。地区の委員会。議員面討ち

標準会や規則を查える。

8つのキーワード

「議会の現状」

「議会の基本理念」

「議員の果たす役割」

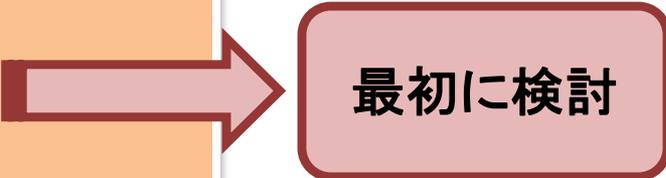
「開かれた議会」

「議会の機能強化」

「議会改革」

「議員の資質向上」

「議員の身分」



最初に検討

基本理念の検討

他政令市の議会基本条例の事例を参考にし、「基本理念」に対する意見を聴取した。



主な意見・要望

- ・議会がなぜ必要なのか
- ・議会の発信力をどう高めるか
- ・地域・市民の自治力をどう高めるか 等

【基本理念】(委員案)

- ・ 二元代表制のもと、市議会は市民を代表する機関として、市民の負託にこたえるために積極的に政策立案、政策提言を行い、地域主権が叫ばれるなか真の地方自治の実現に取り組む。
- ・ 首長とともに市民の直接選挙で選ばれた議会は、執行機関たる首長と対等の関係にあり、その執行に対する監視機能を果たすとともに、市民生活・福祉の向上、市政の発展に全力を尽くす。
- ・ 議会は、自らの期待される役割を果たすために議会改革に継続的に取り組むとともに、市民に開かれた議会を目指し、公平・公正な議会運営に努める。

基本理念(正副委員長試案)

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の役割・責任が拡大しており、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的・総合的に広く担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが求められている。

住民が自治体の長と議会の議員を直接選挙する二元代表制の下、千葉市民から選挙で選ばれた議員で構成する千葉市議会は、同じく市民から選挙で選ばれた市長と独立・対等の関係にあり、それぞれが市政の発展に全力を尽くすことにより、市民の負託にこたえる責務を負っている。

このため、千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。

また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえつつ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において、民主主義の原則である多数決を基本としつつも、少数意見の尊重及び会派間の合意形成に最大限努めるという本市議会の歴史と伝統に基づき、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。

全委員の了承を得て

「千葉市議会の基本理念」を決定

地方自治の原点である「地域の問題は住民が自らの判断と責任で決定し、処理する。」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会と、同じく選挙で選ばれた自治体の長は独立・対等の関係にあり、それぞれが二代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。

国と地方の関係が、対等・協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために積極的に取り組んでいる。

このような中、私たちは、市民への情報発信や市民との情報共有、行政機関の政策決定及び事務執行に積極的に取り組むことにより、市民への情

説明は後ほど
委員長から

また、社会情勢の急激な変化に、議会自らが変わらなければならないという認識に基づいて議論を尽くし、多数決を基本としつつ、多様な意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を重視し、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。

『基本理念』の実現



「議員の身分」に関する
こと

第1部会



「市民参加の
推進」に関する
こと

第2部会



「政策立案・
政策提言、監
視・評価」に
関すること

第3部会

協議の流れ

